

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音振動関係の規制基準を遵守してください。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例により、駐車場利用者へのアイドリングストップの周知看板を、駐車台数二十台または駐車場の面積五百平方メートルあたりにつき一枚設置してください。
- (3) 住宅地に近接しているため、駐車場の騒音対策やヘッドライト等の光対策など、十分な環境対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十八年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター